

事務費、消耗品費	41,086
合 計	2,399,351

(5) 設備資金

クリプトンの建設に際しては、総事業費 2,399,351 千円のうち、約 65%にあたる 1,560,000 千円分を県債（地域振興整備債）の発行でまかない、それ以外は一般財源を充当している。県債の発行は平成 6 年度と平成 7 年度の 2 年度にわたって実施され、各々 829,000 千円、731,000 千円ずつ起債している。利払い及び償還計画の詳細は以下のとおりである。なお、償還期間については、平成 6 年度起債分については平成 16 年度まで、平成 7 年度起債分については平成 17 年度までであるが、当該地方債は借換予定債であり、最終年度において借換が予定されている。以下の表中、平成 16 年度及び 17 年度の償還金額が大きいのは当該年度における借換分が含まれているためである。

(単位：千円)

年 度	県債発行額	元金償還額 (A)	利子支払額 (B)	元利合計 (A)+(B)	県債残高
平成 6 年度	829,000	—	—	—	829,000
平成 7 年度	731,000	—	26,089	26,089	1,560,000
平成 8 年度	—	—	52,436	52,436	1,560,000
平成 9 年度	—	—	54,796	54,796	1,560,000
平成 10 年度	—	49,746	54,336	104,082	1,510,254
平成 11 年度	—	93,610	52,133	145,743	1,416,644
平成 12 年度	—	93,610	48,845	142,455	1,323,034
平成 13 年度	—	93,610	45,557	139,167	1,229,424
平成 14 年度	—	93,610	42,269	135,879	1,135,814
平成 15 年度	—	93,610	38,981	132,591	1,042,204
平成 16 年度	—	574,388	35,693	610,081	467,816
平成 17 年度	—	467,816	15,076	482,892	0
合 計	1,560,000	1,560,000	466,212	2,026,212	

(6) 管理運営の状況

① 管理運営業務の概要

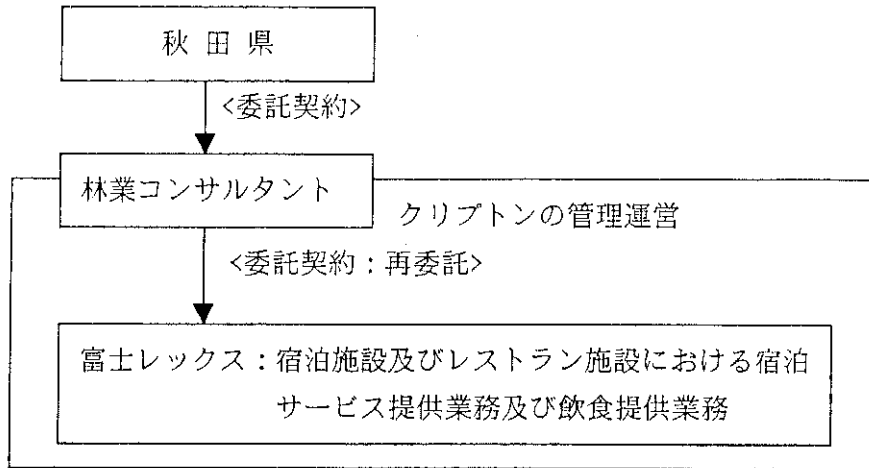
クリプトンの所管課は林務部林業政策課であるが、施設の実際の管理運営については、秋田県森林学習交流館条例（以下、「条例」という。）第 9 条において、社団法人秋田県林業コンサルタント（以下、「林業コンサルタント」という。）に委託する旨定めている。

具体的な委託業務は、以下の業務である。

- ・土地及び施設設備の維持管理に関する業務
- ・会議室等使用料の徴収業務

・その他クリプトンの管理運営に必要な業務（各種イベント、研修の企画運営業務等）

また、宿泊施設及びレストラン施設の運営については、林業コンサルタントが富士レックス株式会社（以下、「富士レックス」という。）に再委託している。



② 財産の管理形態

建物の行政財産部分の管理運営については、林業コンサルタントとの間で締結している管理運営業務委託契約によっている。

また、建物の普通財産部分については、林業コンサルタントに対して無償で貸し付けている。同様に、備品についても林業コンサルタントに対して無償で貸し付けている。

③ 林業コンサルタントについて

クリプトンの管理運営業務を受託している林業コンサルタントは、昭和46年に秋田県の森林土木行政の一端を担う補完機関として設立され、森林土木事業の治山・林道の測量設計を主たる業務としてスタートした社団法人である。森林・林業に関する調査・研究、測量・設計及び普及・啓発等の業務を行い、県土の緑化、保全並びに林業の振興に寄与することを目的としている。設立にあたっては、県内の一部市町村とともに、秋田県は500万円を出資している。

現在の事業としては、公益事業2事業（クリプトンの管理運営を行う施設管理運営事業、一般事業）と収益事業1事業（測量設計・調査事業）の計3事業を営んでいる。平成12年度における各事業の収支の内訳は以下のとおりであり、測量設計・調査が事業の主体を占めている。施設管理運営事業はクリプトン設置時に開始した事業であり、それ以外の施設の管理運営は行っていない。

（単位：千円）

収支項目	一般事業	施設管理運営事業	測量設計・調査事業	合計
当期収入	9,023	74,198	460,827	544,049
当期支出	9,023	74,192	423,714	506,929
当期収支差額	0	7	37,113	37,120

④ 委託費及び経費負担関係

県は管理運営業務委託契約に基づき、林業コンサルタントに対して委託費を年4回分割で概算払いしている。林業コンサルタントは1年間の業務が終了した後、1ヶ月以内に委託業務実績報告書及び精算書を県に提出し、それを県が検査した上で最終的な委託費が確定する。もし精算書上、委託費に余剰が生じている場合、これを県に返納する必要がある。

また、林業コンサルタントから宿泊・レストラン部門の業務を受託している富士レックスは、利用料金方式を採っている。

宿泊・レストランの光熱水費等に関する直接経費については、メーターによる計測等により、富士レックスの使用分を確定させている。ただし、電気料金、水道料金、電話料金にかかる基本料金の一部及びその他施設の維持管理に関して発生する共通経費に充当するものとして、各年度の総売上高の5%を共益費として林業コンサルタント側に支払うこととしている。

過去3年間における委託料及び共益費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度
人件費	17,442	17,491	16,582
施設管理費	24,586	22,923	22,697
光熱水費	12,605	12,271	12,600
事務費及びその他	9,821	11,994	9,603
小計	64,454	64,680	61,482
消費税	3,221	3,234	3,074
合計委託費(実績)	67,676	67,913	64,557
委託費(予算)	67,651	67,905	64,564
戻入額	0	0	※0 (本来は7)
委託費(確定額)	67,651	67,905	64,564 (本来は64,557)
参考：共益費	5,611	5,498	5,449

委託費については予算額を超過した部分については支払われないため、県の負担額は予算額を限度としたものとなる。このため、委託費にかかる経費支出が予算額を超過した平成10年度、平成11年度については、予算額が県の最終的な負担額となる。なお、実績額が予算額を下回った平成12年度については、県と林業コンサルタントとの間で本来行われるべき戻入処理が行われていなかったが、この件に関しては監査結果にて述べる。(上表 ※参照)

(7) クリプトンの利用実績

① 学習交流施設

展示室と会議室があり、展示室については無料、会議室は有料である。

設置段階における当初利用計画及び過去の実績の推移は以下のとおりである。展示室については利用者数、会議室については使用料収入額を用いている。なお、目標計画の数値は供用開始時に設定したものであり、その後の変更は一切行われていない。

(利用者数：人、使用料：千円)

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
展示室利用者	30,680	43,382	43,588	35,953	31,771	31,404
会議室使用料	2,500	2,434	2,983	2,800	2,621	2,261

展示室利用者数は過去5年間において計画を上回っているものの、減少傾向にあり、平成12年度の利用者数は平成8年度に比べて25%以上も減少している。また、会議室使用料収入においても、平成10年度から減少傾向が続き、平成12年度においては計画を下回っている。

また、会議室の利用に関しては、「森林・林業関係利用」と「一般・団体等利用」とに分けられる。この区分によって、平成12年度の会議室利用者実績を分類すると以下のとおりである。

項目	森林・林業関係	一般・団体等	合計
利用者実績(人)	2,718	4,449	7,167
(割合)	37.9%	62.1%	100.0%
使用料収入(千円)	773	1,487	2,261
(割合)	34.2%	65.8%	100.0%

一般・団体等利用の中にも学校・教育委員会等のように研修目的利用と推察される団体が含まれるが、クリプトン利用者の核となる森林・林業関係団体の利用者は全体の38%程度に止まっている。

② 宿泊・レストラン施設

宿泊・レストラン施設にかかる当初利用計画、実績及び稼働率の推移は以下のとおりである。総売上高は宿泊及びレストラン施設の売上高の合計である。なお、学習交流施設と同様に、目標計画は供用開始時に設定したものであり、その後変更は行われていない。

項目	目標計画	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
宿泊室(研修目的)	6,240	2,056	2,639	2,045	2,097	1,973
〃(一般利用者)	5,760	8,453	7,892	7,244	7,202	6,739
合計(人)	12,000	10,509	10,531	9,289	9,299	8,712
レストラン(人)	33,800	36,038	37,069	35,289	36,204	37,244
総売上高(千円)	137,369	128,863	126,941	112,215	109,970	108,983
稼働率(宿泊室)	49.8%	43.6%	43.7%	38.6%	38.6%	36.2%
(レストラン)	38.6%	41.1%	42.3%	40.3%	41.3%	42.5%

稼働率は以下の算式から算出している。

- ・ 稼働率：宿泊室＝（年間宿泊客数/ 365 日）/ 定員
 - ・ 稼働率：レストラン＝（年間利用客数/ 365 日）/（定員×3 食）
- 定員：宿泊室（66 名）、レストラン（80 名）

宿泊室利用者を見ると、研修目的利用者は大きく目標を下回っており、目標の半分にも達していない。一方、一般利用者も目標値は上回っているものの減少傾向にあり、宿泊施設利用者全体としても減少傾向にある。宿泊稼働率は 30% 台と低調である。

一方、レストラン利用者は、周辺の教育施設及び運動施設等、当該施設利用者以外の利用者が堅調であることから目標を上回っている。ただし、宿泊施設利用者の伸び悩みから、宿泊施設及びレストラン施設からの収入を合計した総売上高は減少傾向にある。

③ 企画イベント

平成 12 年度においては、自然観察会、オリエンテーリング、木工クラフト及び林業体験教室といった企画イベントが 74 回開催され、延べ 2,982 名の参加者があった。これは、学校や子供会を始めとした各種団体が、学習交流の森を含めたクリプトンの施設を利用して主催するものである。

この中には、平成 12 年度から開始した「森の学校」が含まれている。「森の学校」は、クリプトンの利用促進を図ることを目的として開始されたものであり、林業政策課及び林業コンサルタント等が主催者となり、年間を通して自然に触れて自然を楽しむ主旨のイベントである。平成 12 年度においては、合計 10 回開催され、延べ 489 名が参加した。また、研修目的宿泊利用の促進を目的として、宿泊を伴うイベントも 4 回開催し、参加者は 118 名であった。

2. 監査の結果

（1）委託費の精算処理について

① 概要

林業コンサルタントは年度終了後、委託事業にかかる受託収支精算書を添付した実績報告書を県に提出し、県はこれに基づき委託費の検査及び精算手続を実施する。具体的な県の検査及び精算方法は以下の方法で実施される。先ず、実績報告書が県に提出された後に、各費目単位において、受託収支精算書に添付される支出明細表上の金額と林業コンサルタントの支出命令書（決裁文書）と全件突合を行う。この検査終了後、実績が委託金額を上回り戻入の必要がない場合は、実績報告書を林業政策課長まで回覧することで精算事務は終了とする。もし戻入が必要な場合は、戻入処理を実施する。

② 監査手続

この精算手続が適切に実施されていることを確かめるために、実績報告書を査閲するとともに、林業コンサルタント職員を含む関係職員に対してヒアリングを実施した。更に関係証憑と突合を実施した。

③ 監査結果

上記の手續を実施したところ、以下の点を除いては、精算手續は適正に実施されているものと認められた。

実績報告書及び受託収支精算書上、支出実績額は 64,556,582 円であり、概算払委託料 64,564,000 円を下回っている。このため、本来は 7,418 円の戻入を伴う精算処理を実施すべきであるが、戻入を行っていなかった。今後、適切な事務処理の実施が望まれる。

(2) 会議室使用にかかる事務手續について

① 概要

会議室の使用許可申請書の受理から使用許可書の交付、使用料の受領までの一連の事務処理については、林業コンサルタントに委託されている。なお、条例上は使用料の減免規定が存在するが、実際の運用上減免は実施していない。

② 監査手續

会議室使用にかかる一連の事務処理について、林業コンサルタント関係職員に対してヒアリングを実施するとともに、関係帳簿及び証憑間の突合を実施した。その際、使用料の額が条例に合致しているかを併せて確認した。

③ 監査結果

会議室使用に係る事務処理については、適正に行われているものと認められた。

(3) 固定資産の管理について

① 監査手續

- ア．行政財産、普通財産及び物品（備品）の各々について台帳を入手し査閲した。
- イ．無償貸付契約を締結している財産に関しては、無償貸付契約書を入手し査閲した。
- ウ．物品（備品）に関しては、「貸付備品原簿」上に記載されている物品についてサンプルを抽出し、現物との照合を行った。

② 監査結果

ア．建物の行政財産部分及び普通財産部分については公有財産台帳に、物品については貸付備品原簿に記載し管理している。一方、展示室内の展示品及びモニター類については、建設時点の事業費ベースで 133,678 千円と多額であるにもかかわらず、公有財産台帳及び備品原簿に記載がなく、管理台帳がない状況である。このため、展示室内の展示品やモニター類の内容及び数量等を認識できるのは、メンテナンス業者から提出される報告書のみである。

県としては、建物の一部に含まれるという解釈で台帳への記載はしていないとのことであるが、公有財産台帳に記載された金額は建物本体の金額のみ（1,226,009 千円）であり、建物の一部としての解釈には無理がある。加えて、県費で購入した財産が簿外となっていること自体が財産管理上問題であることから、早急な台帳の整備が望まれる。

イ．林業コンサルタントとの間で無償貸付契約を締結している財産の管理については、適正に管理されているものと判断された。

ウ、貸付備品原簿に記載されている備品の管理については、適正に管理されているものと判断された。

10. 秋田県立総合射撃場

1. 施設の概要

(1) 設立目的

秋田県立総合射撃場（以下、「総合射撃場」という。）は、射撃を競技としてのスポーツと位置付け、このスポーツの普及及び発展を促進する目的で、平成7年7月に開設されたものである。

(2) 射撃場の仕組み

総合射撃場は、県内で自治体が運営するもののうち、一般の免許保有者が広く利用できる唯一の射撃施設である。県内において社団法人日本指定射撃場協会に加盟している射撃場は、平成13年2月1日時点で総合射撃場の他に9施設がある。

総合射撃場内にはクレール射撃場とライフル射撃場の2種類の施設があり、それぞれの開場期間は、屋外のクレール射撃場が冬季を除く3月から11月までの期間、屋内のライフル射撃場は通年となっている。また休場日は毎週月曜日と年末年始である。

クレール射撃は、皿状のクレールを放出器で空中に放出しこれを散弾銃で飛散させる競技である。当クレール射撃場は、社団法人日本クレール射撃協会のA級公認射撃場規定の基準に適合する施設である。一方、ライフル射撃は、数メートル先の円状的のりに向かってライフルで射撃する種目である。当ライフル射撃場は、「指定射撃場の指定に関する総理府令」、及び社団法人日本ライフル射撃協会の「ライフル射撃場公認に関する規定」の基準を満たす施設である。なお、ライフルのうちビームライフルは、光のみが放出され電光により点数が表示されるもので、実弾は使用せず、免許を持たない一般の県民も利用できる。

(3) 事業費

総合射撃場は山の斜面に沿って位置しており、25万641㎡の敷地面積を有している。斜面の下側から順に、屋内施設としてのライフル射撃場（床面積2,439㎡）と管理棟（同345㎡）がある。その上方には屋外施設としてクレール射撃場が設けられており、山の斜面に向かって射撃する位置付けとなっている。

県は総合射撃場の建設のため、平成4年度から平成7年度の間に2,124,581千円の事業費を支出している。この財源内訳は、県債発行により1,535,000千円（72.2%）、一般財源により589,581千円（27.8%）である。事業費の内訳は次のとおりである。

項目	金額(千円)	構成割合(%)
土地	1,286,477	60.5
建物	570,747	26.9
構築物	243,812	11.5
備品	11,826	0.6
事務費	11,719	0.5
事業費合計	2,124,581	100%

次に、県債の発行状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

発行年度	発行額	利率	平成12年度末未償還元金
平成4年度	290,000	4.400%	225,657
平成5年度	491,000	4.300%	373,152
平成6年度	103,000	4.700%	51,788
//	368,000	3.700%	301,754
//	228,000	1.680%	228,000
平成7年度	55,000	3.300%	39,380
合計(平均利子率)	1,535,000	(3.777%)	1,219,731

平成12年度末において、発行額の79.5%に当たる1,219,731千円が未償還であり、最終の償還は平成24年度と予定されている。発行当時は現在よりも金利が高い経済情勢であったため、加重平均利子率は約3.8%となっている。なお発行額のうち1,245百万円については、毎年の元利償還額の約55%が、地方交付税として国から交付される予定となっている。

(4) 事業運営について

県は総合射撃場の管理運營業務を、財団法人秋田県総合公社(以下、「総合公社」という。)に対して委託している。平成11年度までは財団法人秋田県スポーツ振興事業団に当業務を委託していたが、外部委託の効率化という県の方針に基づき、平成12年度から総合公社に委託を一本化したものである。

平成12年度において、総合公社の体育館管理事務所が管理運営する体育施設は、総合射撃場の他に体育館、スケート場、野球場、向浜運動広場及びプールの5施設である。総合公社の体育館管理事務所は、総合射撃場に係る消耗品の購入、会計及び契約等の業務を行っている。

県から総合公社への出向職員は11人であり、すべて体育館管理事務所勤務している。このうち、施設の技術面を担当している職員が4人、企画運営面を担当している職員が3人である。

使用料収入の事務の流れについては、火曜日から日曜日までに受け取った1週間分の使用料を、2日後の火曜日に総合射撃場職員によって総合公社名義の銀行口座に入金される。同日に県の納入通知書により、銀行振替により県へ納付される。一方、県は毎月、歳入額と月次の報告書の金額を照合している。

(5) 収支状況

過去6年間の総合射撃場の収支状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
支出計(A)	26,625	33,288	37,235	36,337	35,723	39,709
人件費	13,022	19,118	21,775	20,574	20,965	22,475
旅費	423	412	412	463	323	521
需要費	9,450	9,362	10,906	9,796	8,921	9,312
役務費	1,352	1,496	1,624	1,017	1,080	1,080
委託料	1,752	2,045	1,874	3,415	3,578	5,048
使用料賃借料	298	288	154	165	81	43
負担金補助交付金	—	135	70	77	74	84
公課費	328	430	420	830	701	1,146
収入(利用料等)(B)	9,727	18,224	14,786	12,472	12,115	14,039
収支差額(C)(A-B)	16,898	15,064	22,449	23,865	23,608	25,670
(利用者負担割合)	36.5%	54.7%	39.7%	34.3%	33.9%	35.4%
県債元利償還額(D)	53,286	72,270	108,909	362,918	138,478	187,259
合計収支差額(C)+(D)	70,184	87,334	131,358	386,783	162,086	212,929

人件費に、県からの出向職員の給与等を含んでいない。

平成12年度は25,670千円の収支不足が生じており、利用者の負担割合は約35%である。県債の償還に係る支出を含めると、平成12年度は212,929千円の支出超過額が生じている。なお、県債のうち発行額1,245百万円については、元利償還額のうち約55%が、地方交付税として国から充当される予定である。

(6) 利用人数と使用料

過去6年間の総合射撃場の利用人数及び使用料収入は次のとおりである。

項目	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
全体						
利用者数(人)	2,221	3,933	3,259	2,826	2,840	3,474
収入額(千円)	9,727	18,224	14,786	12,472	12,115	14,039
1人当たり収入	4,379	4,634	4,537	4,413	4,266	4,041

1人当たり収支差額	△7,608	△3,830	△6,888	△8,445	△8,313	△7,389
(うち、クレール)						
利用者数(人)	1,751	3,327	2,586	2,273	2,232	2,745
収入額(千円)	9,414	17,849	14,350	12,157	11,773	13,750
1人当たり使用料	5,376	5,365	5,549	5,348	5,275	5,009
(うち、ライフル)						
利用者数(人)	470	606	673	553	608	729
収入額(千円)	313	375	436	315	341	289
1人当たり使用料	666	618	647	570	561	396

平成12年度の1人当たり使用料は、クレールが約5千円に対して、ライフルは約400円と低額である。これは、使用料が下記の表にあるように、クレール射撃は毎回クレールを25回使用し、1回につき41円×25回=1,025円(一般)であるのに対し、ライフルは1時間につき205円(一般)の使用料のみが課されるためである。そのため、県の利用者収入14,039千円のうち、クレールが13,750千円と全体の98%を占め、ライフルは289千円と2%となっている。

また、利用者の内訳は次のとおりである。

(単位：人)

種類	来場者内訳	平成12年度	平成11年度
クレール	一般	2,742	2,232
	高校高専大学生	3	0
ライフル	一般	497	486
	高校高専大学生	227	102
	中学生	5	20
合計		3,474	2,840

射撃場の使用料は、「秋田県総合射撃場条例の別表(第4条関係)」により次のように規定されている。

クレール射撃場

区分	単位	使用料
一般	1標的につき	41円
高校生、大学生	同上	32円

ライフル射撃場

区分	単位	使用料
一般	1射座1時間につき	205円
高校生、大学生	同上	150円
中学生	同上	100円

料金については、県が総合射撃場を射撃の普及振興目的と位置付けているため、使用料を低めに設定している。

(7) 管理運営費

平成12年度の総合公社への委託費は、県と総合公社の委託契約及び総合公社の会計区分上、田沢湖スキー場を加えた体育施設を1つの単位とし、これらにかかわる当初予算額は257,553千円、補正予算額は255,290千円であった。決算金額は補正予算255,290千円と同額であり、このうち総合射撃場は39,708千円と計算される。この内訳は、総合射撃場固有の費用が29,993千円、体育館管理事務所で発生した共通費を人件費割合で按分した共通費用9,715千円である。

県から総合公社への派遣職員の人件費は、次のように委託費に含まれる項目と含まれない項目がある。

委託費に含む	通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当
委託費に含まない ※	給料、扶養手当、住居手当、期末手当、寒冷地手当、共済費等県負担分

※ 委託費に含まない人件費は「収支状況」には計上されていないが、行政コスト計算書には計上される。

2. 監査の結果

(1) 固定資産管理

- ① 公有財産台帳の建物及び工作物・土地従物について、サンプリングにより現物と照合した。サンプリング数は、建物3件及び工作物・土地従物合わせて10件である。
上記の監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。
- ② 県が総合公社に無償貸与している総合射撃場内の物品について、サンプリングにより5件を抽出し、台帳と現物を照合した。
上記を監査の結果、台帳と現物はすべて符合した。
ただし、物品については現物に固有番号を付した管理ラベルが貼付されていないため、台帳と現物間の照合が困難となっている。管理ラベルを貼るなどして、現物を個別管理できるようにすべきである。

(2) 委託費の検証

平成12年度の委託費の予算額及び決算額並びに精算について、関連する契約書により検証した。この結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお精算については、委託契約変更契約書と決算の金額が等しいため行われていない。